

指導が不適切な教員に対する人事管理システム  
に関する規則の一部を改正する規則の制定につ  
いて

指導が不適切な教員に対する人事管理システムに関する規則の一部を改正する規則（案）

指導が不適切な教員に対する人事管理システムに関する規則（平成20年川崎市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第25条の2第5項及び第6項」を「第25条第5項及び第6項」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 制 定 理 由

教育公務員特例法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

指導が不適切な教員に対する人事管理システムに関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○指導が不適切な教員に対する人事管理システムに関する規則 平成20年3月21日教委規則第10号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）<a href="#">第25条第5項及び第6項</a>の規定に基づき、川崎市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教員に対し、指導が不適切な教員の認定、指導改善研修等について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>○指導が不適切な教員に対する人事管理システムに関する規則 平成20年3月21日教委規則第10号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）<a href="#">第25条の2第5項及び第6項</a>の規定に基づき、川崎市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教員に対し、指導が不適切な教員の認定、指導改善研修等について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(以下 略)</p>